

第 1 9 8 期 中 間 決 算 公 告

平成19年12月17日

和歌山市本町1丁目35番地
株式会社 紀陽銀行
取締役頭取 片山 博臣

中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	71,432	預 金	3,076,643
コ ー ル ロ ー ン	95,415	譲 渡 性 預 金	81,092
債券貸借取引支払保証金	50,336	債券貸借取引受入担保金	8,281
買入金銭債権	6,919	借 用 金	22,545
商品有価証券	4,804	外 国 為 替	45
有 価 証 券	886,939	社 債	16,000
貸 出 金	2,198,937	そ の 他 負 債	15,371
外 国 為 替	2,490	退 職 給 付 引 当 金	2,292
そ の 他 資 産	13,516	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84
有 形 固 定 資 産	34,076	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	449
無 形 固 定 資 産	1,800	再評価に係る繰延税金負債	236
繰 延 税 金 資 産	32,102	支 払 承 諾	25,991
支 払 承 諾 見 返	25,991	負 債 の 部 合 計	3,249,034
貸 倒 引 当 金	40,270	(純資産の部)	
		資 本 金	80,096
		資 本 剰 余 金	32,357
		資 本 準 備 金	22,259
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,097
		利 益 剰 余 金	20,804
		利 益 準 備 金	2,757
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,047
		繰越利益剰余金	18,047
		株 主 資 本 合 計	133,258
		その他有価証券評価差額金	1,852
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	348
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,201
		純 資 産 の 部 合 計	135,460
資 産 の 部 合 計	3,384,494	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,384,494

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5 . 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6 年～ 5 0 年
動 産	5 年～ 2 0 年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 15百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は 42百万円減少しております。

- 6 . 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 7 . 株式交付費は資産として計上し、定額法（3年）により償却しております。なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。
- 8 . 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 9 . 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 122,204百万円であります。

- 10 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理しております。
- 11 . 役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それ以後は廃止時における内規に基づく要支給額を、役員の退任時に株主総会の承認に基づき支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、特別損失は 84百万円増加し、税引前中間純利益は 84百万円減少しております。

- 12 . 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理していましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、特別損失は 449百万円増加し、税引前中間純利益は 449百万円減少しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
16. 親会社株式の金額 6,820百万円
17. 関係会社の株式総額（親会社株式を除く） 1,535百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 36,528百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,300百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,879百万円、延滞債権額は 96,992百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 803百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 15,783百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 117,459百万円であります。
 なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 41,610百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 70,341百万円
 その他資産 63百万円
 担保資産に対応する債務
 預 金 4,193百万円
 債券貸借取引受入担保金 8,281百万円
 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 73,279百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は58百万円、保証金敷金は 1,689百万円であります。
26. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出
27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 22,000百万円が含まれております。
28. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,930百万円であります。
 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、前事業年度末から相殺しております。
 前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,146百万円減少します。
30. 1株当たりの純資産額 143円 31銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。
 32. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	4,993	5,000	6
地方債	8,412	8,410	2
社債	24,174	24,242	68
その他	54,481	54,155	326
外国債券	54,481	54,155	326
合計	92,061	91,808	253

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	57,847	68,955	11,108
債券	550,829	545,238	5,591
国債	330,650	326,513	4,137
地方債	123,991	123,056	934
社債	96,187	95,667	519
その他	162,105	158,441	3,664
外国債券	138,822	136,115	2,706
その他	23,283	22,325	957
合計	770,781	772,634	1,852

なお、上記の評価差額1,852百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、777百万円（すべて株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	1,535
その他有価証券	
非上場株式	8,738
非公募事業債	13,930
非上場その他の証券	204
譲渡性預け金	10,000

33. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券50,026百万円については、当中間期末には当該処分をせずに所有しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、292,942百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が285,290百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	48,160百万円
有価証券償却	7,973
退職給付引当金	8,858
その他	4,891
繰延税金資産小計	69,883
評価性引当額	35,388
繰延税金資産合計	34,495
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	758
その他	1,633
繰延税金負債合計	2,392
繰延税金資産の純額	32,102百万円

36. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37. 単体自己資本比率(国内基準) 10.64%

中間損益計算書 [平成19年4月 1日 から
平成19年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	40,177
資 金 運 用 収 益	31,292
(うち貸出金利息)	(24,058)
(うち有価証券利息配当金)	(6,347)
役 務 取 引 等 収 益	6,055
そ の 他 業 務 収 益	764
そ の 他 経 常 収 益	2,064
経 常 費 用	32,464
資 金 調 達 費 用	5,409
(うち預金利息)	(4,160)
役 務 取 引 等 費 用	2,192
そ の 他 業 務 費 用	997
営 業 経 費	18,030
そ の 他 経 常 費 用	5,834
経 常 利 益	7,713
特 別 利 益	1,727
特 別 損 失	6,354
税 引 前 中 間 純 利 益	3,086
法人税、住民税及び事業税	25
法 人 税 等 調 整 額	1,504
中 間 純 利 益	4,565

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 6円82銭

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,025百万円、株式等償却 777百万円、貸出債権売却損 355百万円及び貸倒引当金繰入額 246百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」には、償却債権取立益 1,724百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」は、親会社優先株式評価損 5,562百万円、預金払戻損失引当金繰入額 449百万円、役員退職慰労引当金繰入額 84百万円を含んでおります。

なお、評価損を計上した親会社優先株式につきましては、平成19年11月5日に親会社へ売却いたしました。

6. 当中間期において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額222百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗4か所	土地、建物等	36百万円
和歌山県内	遊休資産11か所	土地、建物	186百万円
合計			222百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 7 社
会社名

紀陽ビジネスサービス株式会社
阪和信用保証株式会社
紀陽ビジネスファイナンス株式会社
紀陽リース・キャピタル株式会社
株式会社紀陽カード
株式会社紀陽カードディーシー
和歌山銀カード株式会社

非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9 月末日 7 社

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

負ののれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	71,459	預 金	3,070,346
コールローン及び買入手形	95,415	譲 渡 性 預 金	81,092
債券貸借取引支払保証金	50,336	債券貸借取引受入担保金	8,281
買入金銭債権	6,919	借 用 金	22,545
商品有価証券	4,804	外 国 為 替	45
有 価 証 券	886,623	社 債	16,000
貸 出 金	2,191,025	そ の 他 負 債	21,828
外 国 為 替	2,490	退 職 給 付 引 当 金	2,315
そ の 他 資 産	18,785	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84
有形固定資産	40,055	預 金 払 戻 損 失 引 当 金	449
無形固定資産	2,747	再評価に係る繰延税金負債	236
繰延税金資産	32,464	支 払 承 諾	26,025
支払承諾見返	26,025	負債の部合計	3,249,252
貸倒引当金	43,034	(純資産の部)	
		資 本 金	80,096
		資 本 剰 余 金	32,357
		利 益 剰 余 金	20,926
		株 主 資 本 合 計	133,380
		その他有価証券評価差額金	1,909
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	348
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,257
		少 数 株 主 持 分	1,230
		純資産の部合計	136,868
資産の部合計	3,386,120	負債及び純資産の部合計	3,386,120

- 注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 . 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3 . 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5 . 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 6年～50年 |
| 動 産 | 5年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産（貸与資産を除く。）については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ15百万円減少しております。
- また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益は42百万円減少しております。
- 6 . 無形固定資産（貸与資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 7 . 有形固定資産又は無形固定資産に含まれている連結される子会社及び子法人等の貸与資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法により償却しております。
- 8 . 株式交付費は資産として計上し、定額法（3年）により償却しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した新株発行費は、3年間の均等償却を行っております。
- 9 . 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10 . 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は121,478百万円であります。
- 11 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

12. 当行は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、それ以後は廃止時における内規に基づく要支給額を、役員の退任時に株主総会の承認に基づき支出時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日。以下、「監査・保証実務委員会報告第42号」という。）が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は84百万円増加し、税金等調整前中間純利益は84百万円減少しております。
13. 従来、負債計上を中止した預金の預金者への払戻については、払戻時の費用として処理していましたが、監査・保証実務委員会報告第42号が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を預金払戻損失引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、特別損失は449百万円増加し、税金等調整前中間純利益は449百万円減少しております。
14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
16. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
17. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 6,876百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 48,397百万円
19. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,300百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,883百万円、延滞債権額は96,901百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は803百万円であります。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,783百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は117,371百万円であります。なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は41,610百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 70,371百万円 |
| その他資産 | 63百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 4,193百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 8,281百万円 |
| その他負債 | 30百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券73,279百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は58百万円、保証金敷金は1,694百万円であります。

26. 株式会社和歌山銀行から継承した事業用の土地について、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法」に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出
27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金22,000百万円が含まれております。
28. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,930百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、前連結会計年度末から相殺しております。
前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,146百万円減少します。
30. 1株当たりの純資産額 143円58銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。
32. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	4,993	5,000	6
地方債	8,412	8,410	2
社債	24,174	24,242	68
その他	54,481	54,155	326
外国債券	54,481	54,155	326
合計	92,061	91,808	253

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	58,039	69,294	11,254
債券	551,529	545,937	5,591
国債	331,350	327,213	4,137
地方債	123,991	123,056	934
社債	96,187	95,667	519
その他	162,105	158,441	3,664
外国債券	138,822	136,115	2,706
その他	23,283	22,325	957
合計	771,674	773,673	1,998

なお、上記の評価差額から繰延税金負債58百万円を差し引いた額1,940百万円のうち少数株主持分相当額31百万円を控除した額1,909百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当中間連結会計期間におけるその他有価証券で時価のある銘柄の減損処理額は、903百万円（すべて株式）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	8,889
非公募事業債	13,959
非上場その他の証券	204
譲渡性預け金	10,000

33. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券 50,026百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずして所有しております。
34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、349,711百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が342,059百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
35. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
36. 連結自己資本比率（国内基準） 10.68%

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から)
 (平成19年9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	42,869
資 金 運 用 収 益	31,486
(うち貸出金利息)	(24,246)
(うち有価証券利息配当金)	(6,351)
役 務 取 引 等 収 益	7,028
そ の 他 業 務 収 益	2,271
そ の 他 経 常 収 益	2,083
経 常 費 用	34,828
資 金 調 達 費 用	5,408
(うち預金利息)	(4,155)
役 務 取 引 等 費 用	1,973
そ の 他 業 務 費 用	2,292
営 業 経 費	18,688
そ の 他 経 常 費 用	6,466
経 常 利 益	8,040
特 別 利 益	1,929
特 別 損 失	6,354
税金等調整前中間純利益	3,615
法人税、住民税及び事業税	249
法 人 税 等 調 整 額	1,623
少 数 株 主 損 失	23
中 間 純 利 益	5,013

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円49銭

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,477百万円、株式等償却 904百万円、貸出債権売却損 366百万円及び貸倒引当金繰入額 185百万円を含んでおります。

4. 「特別利益」には、償却債権取立益 1,925百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」は、親会社優先株式評価損 5,562百万円、預金払戻損失引当金繰入額 449百万円、役員退職慰労引当金繰入額 84百万円を含んでおります。

なお、評価損を計上した親会社優先株式につきましては、平成19年11月5日に親会社へ売却いたしました。

6. 当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額222百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
和歌山県内	営業店舗4か所	土地、建物等	36百万円
和歌山県内	遊休資産11か所	土地、建物	186百万円
合計			222百万円

当行は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

連結される子会社及び子法人等については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。